



# News Letter

平成31年1月20日  
発行  
第76号

## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)  
山口 栄一

### 『今、医療現場の環境改善に必要な「承認」について・2』

第69号で、医療や介護等の人を相手にする職場で、「承認」を取り入れた風土づくりが必要だと書きましたが、承認について続けたいと思います。

今、スポーツや政治、その他あらゆる世界でパワハラ等のハラスメントが問題になっているのは周知の事実です。では何故パワハラ等が起こるのでしょうか？それは、対象者を人間としてではなくモノとして見ているからではないでしょうか。自分の言いなりになるモノ、コントロールできるモノ、さらに自分の価値観を押し付ける気持ちがパワハラを生んでいるのではないのでしょうか。人はみな、考えや長所・短所、持ち味もそして価値観も違います。「人と人は違う」という当たり前のことを知ることが、承認の第一歩です。

承認には「存在承認」「行動承認」「結果承認」の3つがあります。まずは存在そのものを認めること。「挨拶する」「名前を呼ぶ」「声を掛ける」できていますか？お互いを承認しあう組織には、パワハラ等の不祥事は起こらなくなります。職員の自己肯定感・自己効力感が高まり、パフォーマンスも向上します。「承認」を取り入れた風土づくり・環境改善に、ぜひチャレンジしてみてください。

いつかはお役に立ちます

## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(中小企業診断士・社会保険労務士)  
外山 博敏

労働契約法第18条に関し、

Q1. 1年の有期労働契約を更新している場合に、5回目の更新(6回目の契約締結)の際に、次回の契約更新はしない旨を労働条件通知書等に明示していた場合にも、労働者は、6回目の契約の期間の初日から、通算期間が5年を超えたとして無期転換申込権を行使することができるのでしょうか。

Q2. 1年の有期労働契約を3回更新した労働者が真に自由な意思により退職した後、クーリング期間を空けずに、労働者の意思により有期労働契約を結んで再度雇用された場合、前の有期労働契約は通算契約期間として通算されないものと解して良いのでしょうか。

A1. 6回目の契約の期間の初日から、労働者は無期転換申込権を行使できます。

A2. 前の有期労働契約期間は通算契約期間として通算されます。前後の有期労働契約が通算されるか否かは、労働者の意思に関わらず、客観的に契約がない期間が6ヶ月あるか否かで判断するものです。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

医療機関の管理者の皆様へ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行され、

**医療機関で働く  
すべての人に適用**されます!!



Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、  
**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、**2024年度から適用**※されます。

※適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。

Point

2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方」に関する詳細・お悩みは【各都道府県医療勤務環境改善支援センター】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>